

## 会 議 録

### 1 会議名

令和4年度 第11回金谷区地域協議会

### 2 報告（公開・非公開の別）

(1) リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について（公開）

(2) 地域独自の予算の事業一覧について（公開）

### 3 議題（公開・非公開の別）

(1) 自主的審議事項について（公開）

(2) 地域活性化の方向性について（公開）

### 4 開催日時

令和5年2月22日（水） 午後6時から午後7時50分まで

### 5 開催場所

福祉交流プラザ 第1会議室

### 6 傍聴人の数

0人

### 7 非公開の理由

—

### 8 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：村田敏昭（会長）、川住健作（副会長）、山井広子（副会長）

石川美恵子、大瀧幸治、加藤國治、小林雅史、高橋敏光、高橋 誠

高宮宏一、長 和子、平良木美佐江、益田侑季

（欠席2人）

・市役所：施設経営管理室 竹下室長、小関係長

・事務局：南部まちづくりセンター 滝澤センター長、小池係長、難波主任

### 9 発言の内容

#### 【難波主任】

・石川委員、神崎委員、土屋委員、高橋敏光委員を除く11人の出席があり、上越

市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

- ・同条例第8条第1項の規定により、議長は会長が務めることを報告。

**【村田会長】**

- ・会議の開会を宣言
  - ・会議録の確認：小林委員と加藤委員に依頼
- 次第2「議題等の確認」について、事務局に説明を求める。

**【滝澤センター長】**

- ・配布資料の確認
- ・次第に基づき、議題の確認

**【村田会長】**

- ・「議題等の確認」について質疑等を求めるがなし。

— 次第3 報告（1）リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について —

**【村田会長】**

次に、次第3 報告（1）「リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について」に入る。

前回の会議では、市の施設経営管理室より不正受給の概要について説明いただいた。2月10日に行われた市議会全員委員会では、弁護士の調査結果や今後の見通しについて報告があり、本日はそれらの報告のため、施設経営管理室の職員が来ている。ある新聞報道では「全国初の第三セクター、不正受給」などと大きく報道されている。施設経営管理室より報告願う。

**【施設経営管理室 竹下室長】**

- ・挨拶

まずもって、市の第三セクター、指定管理者施設において今回、このような事態が起こったことについては、市としても誠に遺憾である。

また、地域協議会や地域住民に多大なる心配と迷惑をかけたことを深くお詫び申し上げます。

二点ほど前段で説明をしたい。承知のとおり、弁護士調査の結果、「ヨーデル金谷」については不正受給への関与者がいなかったということで2月15日から営業を再開している。

また、今後、「リフレ上越山里振興株式会社」としては、雇用関係助成金の労働局への返還や会社自体の今後の対応、方向性等、課題が山積みになっているが、市としても会社と十分に協議をしながら、うまく方向性を出せるように努力したい。

本日は、2月10日の市議会全員協議会で説明した内容を、関連する地域の方々にも説明する。2月10日に説明した内容については、弁護士調査が1月末で終了したため、その調査結果の概要と、弁護士調査を受けての「会社としての対応」「市としての対応」、いずれも「このようにしていきたい」という案になっているが、それを市議会に説明した。

まだまだ不確実性が高い状況であるため、案として示したといっても、今後また、いろいろと対応が変わってくる、または地域協議会等と協議をしながら進めていかなければいけないような状況になってくると思う。今現在、知り得る情報をきちんとお伝えする中で、一步一步、解決に向けた前進を進めていきたいと思っている。今後ともよろしく願いしたい。

配布資料に基づき、詳細を説明する。

**【施設経営管理室 小関係長】**

・資料No.1、2により説明

**【村田会長】**

担当課の説明に質疑を求める。

**【小林委員】**

三点、質問する。

一点目。助成金の申請は、一回ではなく、期間によっては複数回あると思う。その一回目から不正があったのかどうか、教えてほしい。

二点目。給料の過払いがあった従業員については、その人が働いた以上に賃金が

入っていたわけであるため、それに関する聞き取りや認識、罪の意識ではないが、そういったところはどうだったのか。

三点目。今後「ヨーデル金谷」に関しては、現従業員が新規法人を立ち上げて新たな指定管理者になるということだが、指定管理者となる基準というか、立ち上げたばかりの法人がすぐに指定管理者になれるのか否かを含めて、指定管理者に対する考え方を説明いただきたい。

**【施設経営管理室 竹下室長】**

一つ目の雇用調整助成金絡みの労働局への申請については、初回の令和2年4月分から不正受給が認められている。

次に二点目、従業員の給料の過払いについてである。

弁護士の聞き取りの中では、多くもらっていたと認識していた人はいたように聞いている。

三点目の「ヨーデル金谷」については、現従業員の人たちが新規法人ということで、会社としての財務状況は本当に新規の法人であるため、この間に積み上げてきたものは会社としてはないと思っている。一方「ヨーデル金谷」設立時から一生懸命に営業されてきた人たちが、実績を持った中での新規法人であるため、その意味からすると、これまでどおりか、これまで以上の経営を行っていただけると考えており、指定管理者としての資格はあると考えている。

**【石川委員】**

給料等の過払いがあった者などから、過払い分を返還してもらおうということについては正当だと思うので、少しかわいそうなところもあるが、ぜひ行ってほしい。

もう一点だが「助成金は、負債の返済や施設の運転資金に主に充てられたと推測」とある。推測ということもおかしな話であるが、負債の返済に充てられた分と、施設の運転資金に充てられた分については、もともと収入がないところから充てられていたのだと思う。その分を戻すといったことはないのか。

**【施設経営管理室 竹下室長】**

雇用関係助成金が会社の収入とされていたということで、経理状況を見た中では、私的流用等はなかった。

一方で本来、正規に得られたであろう助成金については、当然、従業員の休業手当として払われている。不正で受けた部分の一部については、給料の過払いがあったが、その他に私的流用がない状況の中で、一般的に会社の資金として残るわけである。

ただ、会社の決算書上の数字、労働局から入った数字、施設の売上金額、市からの指定管理料の金額等が会社の一つの財布の中で動いているため、雇用関係助成金がどこに使われたかということは、全くもってお金に色が付けられない状況である。そのため、労働局の助成金がどこに使われたのか、正確に証明することはできない状況である。

ただ、会社の決算を見てみると、当然のことながら借入金が段階的に減っている状況より、会社に利益が出た部分が一部、負債の返済に充てられていたのではないかという中で「推測される」という言葉を使っていた。

私たちも、返済に充てられた部分がお金としてどういった扱いになるのかについて、現在、弁護士とも十分に協議している最中である。

例えば、不正受給したお金が消費された、何々に使ってしまった、という話の場合、それを「返還してください」ということが法律上、なかなか厳しいものなのである。不正受給で得たお金で消費してしまったもの自体を「戻してください」ということは、法律上、なかなか難しいという話は聞いている。

今回の負債の返済自体が、消費に充てられたのかどうかということを確認していかなければ、それを戻して返還資金に充ててもよいのかどうなのか、そういったところの判断がなかなかつかない状況である。

ただ、それは大事な返還資金の一部になると考えており、現在、そこをしっかりと弁護士と協議している最中である。

#### 【石川委員】

お金に色が付いてないということは当然であるが、どう考えても私的流用がなかったということになれば、それは皆、会社や給料のほうにいつているわけなので徹底的に調べていただきたい。

悪いことをしたことは悪い。だが、雇用関係助成金で従業員に多く給料を支払っ

た分を返還してもらうことと同じで、負債等に充ててしまったというが、本来は充てられない金額である。

ぜひ、よく調べてほしい。証明したといっても、本来の収益からの部分でない。関係者や従業員も一生懸命に会社のことを考えてやったことかもしれないが、よくないことであるため、そののちをよよく考えて、その人の立場にも立ってほしい。

次に、期間内に返還しなければ延滞金が付くが、是非、そこは防げるように、市で一時的に立て替える等、検討してほしい。

**【施設経営管理室 竹下室長】**

貴重な意見、感謝する。

本当に地域協議会委員、市議会議員、そして市民も非常に注意深く見ている案件である。市としても当然、税金を使用しての事業であるため、そこを不適切に支出してしまうと市民にも迷惑がかかってしまうため、そこはしっかりと弁護士や関係者等と十分に協議をする中で、市として適切な対応を取りたい。

**【高橋敏光委員】**

疑問に思っていることを聞きたい。

会社ぐるみ、組織的なものということは、不正受給を考えて実行した二人と社長に全ての責任を負わせることはしないのか。

取締役全員が責任を負わなければいけないと聞いているが、それは会社組織ではないという意味合いからすると、少しおかしいような気がする。

この金谷地区からも取締役が出ている。仮にいくらか責任を負わなければならないとなると、金谷地区28の全町内会が関わってくる。一部の人ではなく、充て職で代表して請け負っているわけである。金谷地区に住んでいる全員の負担になるような格好なのである。そういった事態を回避したいと思っている。

次に、指定管理者が、平成29年であったか、1億2,000万円の会社が固定資産等、全てを市に戻してしまい、資本金が600万円になった。そのときから今の営業努力や営業改善をして多少、利益を出した等、そういった姿が私たちには全然見えていない。

指定管理者を指定した上越市にも責任があるのではないかと。指定管理者とする資

格はないと思うが、それを分かっている指定管理者にしていたということは、上越市にも責任があるのではないか。

次に、もう一つ。今でなくてもよいが、市の考えを聞きたいと考えている。

我々は、町内会長連絡協議会というか、その代表として、レストラン「ヨーデル金谷」があるために、ゆったり村へ一泊や日帰り等、各町内の老人会等に紹介するための取締役ということで聞いて、取締役を請け負っていた。

私たちは何をすればよいのか、と聞いたら、私もずっとやっていたため分かるが、その当時は社長が「会議に出てくれればよい」と言った。あとは、誰かいれば紹介してもらって、ヨーデル金谷が繁盛するように頼みます、と言われた。「ヨーデル金谷」をなるべく、皆、友達と一週間に一回くらいは使うように、一生懸命にやってきた。

その挙げ句の果てに、取締役も同等に負担をしなければならない、充て職でしかないのに、そういうことを言われても、すぐに返事はできない。

そのようなことをよく考えて、市は全く責任がない、ということは違うと思う。決算時に一緒に行っていると思う。担当課の2人、それから副市長であったか、取締役会議にも行っていたと思う。その中で話を聞いていて、営業外利益、相当の金額に気が付きませんでしたと。それで済む話ではない。

取締役会というものは、やはり全部チェックしなければいけない。気づかれないような書類にしたのかどうか、分からないが。いずれにしても、営業外利益で上げてあったという話を聞いている。

それから、最近、聞いた話で、市にも少なからず監督責任というものはあると思う。だから、市のほうには責任はないと言っていることが、私には腑に落ちず、納得できないわけである。

こちらはいろいろと考えてやっていかなければいけないし、いずれにしても、取締役の中に充て職でない人もいるかもしれないが、充て職で一生懸命に営業活動をやっていた実績もあり、今の総括支配人がやる前にいた支配人がいるが、実に立派で一生懸命にやった。それなりの仕事もやっており、まだ若い。それからもう一人、補助で受付にいた女の人が一生懸命にやっていた頃と、今の支配人になった時と、

お風呂に入りに入ったときの雰囲気は全然違う。「これは駄目です」「この人は営業能力がないです」と、私はその時から感じていた。もう去年、一昨年あたりから私は行くことが嫌になり、友達も誘わず、老人会にも「もう行かなくてよい」と話した。それほど雰囲気が変わっていた。

いずれにしても、金谷地区で取締役を一人出してくれて「ヨーデル金谷」が何も関係ないと言え、金谷地区の充て職の取締役も、何も関係ないのではないかと考えてもよいのかと思っている。

#### 【施設経営管理室 竹下室長】

私が答えられる範囲で説明したいと思う。

まず一点目。無報酬の取締役の話については、何度も指摘をいただき、感謝する。

資料No.1の2ページ目の中で、労働局への返還金については、まずは不正受給に関わった者、給料等の過払いがあった者等から確実に会社が返還金を受け、それを原資として労働局へ返還していこうということが、会社の意向である。

しっかりと原資の確保ができるのであれば、取締役の負担というものはないと思っている。

ただ、現時点での会社としての案であるため、今後どのように返還金の負担、原資の確保ができるのか、といったところに関わってくるのかと思っている。弁護士の調査結果を受けた中で、会社としてはこのような対応で、まずは返還原資をしっかりと確保したいとの回答を得ているところである。「リフレ上越山里振興株式会社」についても、本当に会社の状況が厳しい中で、指定管理者に指定したことについても指摘をいただいている。会社の経営に対する感覚、考え方については、本当に多種多様な部分があるのではと思うている。

今回、不正受給という扱いになったのだが、直近、平成30年度くらいから、正直、会社の経営状況も上向き加減になっていた。

国でも、全国で債務超過にあるような第三セクターについては、しっかりと経営健全化のための計画を作って、3年、5年なりで債務超過を解消する、経営状況を回復するといった計画をしっかりと作成して進めていくこと、といった指示があった。そのため、「リフレ上越山里振興株式会社」についても、経営健全化計画を作成

して、平成30年度、令和元年度と一定程度の利益を上げながら、経営健全化に向けては一步一步進んでいたような状況だった。

ただ、令和2年度にコロナ禍が始まり、今回の不正受給という結果になる中で、不正受給した助成金を活用しながら経営健全化を推進しようとしたのかとは推測はするが、指定管理者として、当然、従業員が頑張っていたこと自体も、十分に認識はしている。

ただ、今回、このような不正受給が起こった際に、市議会全員協議会の中でも話があったが、やはり不正受給という行為自体が本当は刑事罰の対象となるような重たい部分であり、そこの不正行為によって生じた金額自体を、どうにか行政でお金を入れて助けてあげられないか、という声は多く聞く。一方で、そこにお金を出すことは当然、できないのではないか、といった声も非常に多くいただいているところである。

そのような状況の中では、今回、不正受給の返還金については、市として税金を投入することはできないと考えている。

一方で、不正受給の返還とは別に施設の収支に関わるところで「本来、赤字であった」「本来、指定管理料が足りなかった」といったところであれば、市としては出さないという話ではなく、しっかりと検討する中で、お金が足りない部分はしっかり出すといったことも検討していかなければいけない認識はある。

不正受給の部分と、本来的な施設の収支の部分を切り分けた中で、市としてもしっかりと対応していきたい。

#### 【高橋敏光委員】

指定管理者の仕組みによって運営されている指定管理者が、一生懸命に仕事をやって赤字になった場合に市が補填するという約束があるはずであるが、その財源を流用して、取締役会に対して赤字補填のかたちで助けの手を伸べていただけないものか。契約のとき、赤字になったら補填するという約束で、私も指定管理者をやっているのです、それについて、お願いしたいと思っている。よろしくお願いしたい。

#### 【施設経営管理室 竹下室長】

先ほども回答したが、施設の収支、指定管理料の不足があったか否か、そういっ

たところは、市としてもしっかりと、十分に検討、協議したいと考えている。

**【村田会長】**

他に質問等あるか。

**【高橋敏光委員】**

人から聞く話ばかりで大変申し訳ないが、従業員に対しての給料を過払いしたということは知っていると思う。その金額を返還してもらって返済に充てればよい、という話はあるのか。その金額は200万円くらいしかないと聞いている。200万円を戻してもらっても仕方がないように思う。それが2,000万円あるのであればよい。200万円と聞いているが、それは本当の話か、その程度しかないのかと私も耳を疑う。全従業員ではなく、ある特定の人だけ貰ったのではないか、という話もある。言いにくければ回答は不要であるが、頭に入れておいてほしい。

**【施設経営管理室 竹下室長】**

弁護士の調査結果の中でも、従業員の給料過払いがあったということで、明確に記されている。

給料の過払いというものが、基本的には不当利得という扱いになるため、正当に請求できる権利はあると思っている。

ただ、今回、雇用関係助成金ということで、そもそも休業の指示があって休んでいたのかどうなのか、といったところに非常に大きく起因するような部分である。

休業指示があって休んでいたのであれば、休業手当をもらっても、問題はない話である。正直、それらの書類が申請用の書類に置き換えられているため、本当に休業指示があったのかどうなのか、全く判別がつかないような状況である。

例えば、給料の過払いを不当利得として請求するにしても、しっかりと慎重に調査をして、どれくらいの金額なのか、相手方の意向等も十分に踏まえながら対応する必要があるかと思っている。

この部分については、多い、少ないという話ではなく、例えば、不当利得として返還していただかなければいけない金額があるのであれば、そこは確実に戻していただくことが必要だと思っている。今後、しっかりと改めて弁護士、会社に対応の

申入れはしたいと考えている。

**【村田会長】**

私からも一つ質問である。仮定の話で恐縮だが、もしも労働基準監督署に不正受給の金額が返還できなかった場合についてである。

例えば、返還期限があると思う。遅滞金を支払えば国は一年でも二年でもよいのかと思うが、それがそのまま継続するのか、払えないことが限定的に決まった場合、「ヨーデル金谷」には影響はあるのか。仮定の話で恐縮だが教えてほしい。

令和6年度までは「ヨーデル金谷」を存続できるような感じを受けているが、そこについて教えていただきたい。

**【施設経営管理室 竹下室長】**

「リフレ上越山里振興株式会社」と現従業員が新たに立ち上げる会社については、全く別の会社である。

労働局の返還ができなかったとしても、新しい体制での会社に影響はないと考えている。

労働局への返還金の原資の部分である。

会社の対応案の中では、まずは関係した者にしっかりと請求する、という内容になっている。

正直、請求をして「はい、分かりました」ということであれば、すぐに終わる話だとは思っているが、もしもこじれる部分があるとなれば、裁判等、そういったところの決着も視野には入れていかなければいけないと思っている。ただ、そういった裁判が入って、しっかりとした対応が出てくるのであれば、回収ができないという話の可能性は、小さいと思っている。

その意味では、労働局への返還については、しっかりと請求するところには請求をして、しっかりと早期に返還ができるように、市としても会社等と協議をしながら、弁護士も間に入れながら対応は図っていきたい。

**【村田会長】**

・他に質問等、求めるがなし。

また事態が変化する、動くようなことがあった際には、地域協議会に教えていた

だくことをお願いしたい。

**【施設経営管理室 竹下室長】**

今後とも、必要な情報はしっかりと地域協議会にも伝えたいと思う。また、意見、要望等があれば、当課に伝えていただければと考えている。

「ヨーデル金谷」については、無事に営業を再開した。金谷においては、一つ前進した部分はあるかと思う。今後とも地域の皆様から、十分に利用いただきたい。また、「ヨーデル金谷」を中心に、地区公民館の話も出ていると聞いている。ますます金谷地区全体が振興、発展するよう、担当課としても協力したいと思うので、今後ともよろしくお願いしたい。

**【村田会長】**

以上で、次第3 報告（1）「リフレ上越山里振興株式会社における雇用関係助成金の不正受給について」を終了する。

（施設経営管理室 退席）

— 次第3 報告 （2）地域独自の予算の事業一覧について —

**【村田会長】**

次に、次第3 報告（2）「地域独自の予算の事業一覧について」に入る。  
事務局より説明を求める。

**【難波主任】**

- ・当日配布資料No.1により説明

**【村田会長】**

- ・事務局の説明に質疑を求めるがなし。

当日配布資料No.1を見ると、199万円が金谷区の事業ということである。上越市議会定例会での議決をもって成立することを承知してほしい。

以上で、次第3 報告（2）「地域独自の予算の事業一覧について」を終了する。

— 次第4 議題（1）自主的審議事項について —

**【村田会長】**

次に次第4 議題（1）「自主的審議事項について」に入る。

前回の会議では「ヨーデル金谷」の早期再開について、高橋誠委員より自主的審議に係る提案書の説明をいただき、採決の結果、自主的審議事項とすることとした。

しかし、すでに営業を再開しており、当面は施設が廃止となる心配もなくなったため、この自主的審議事項を終了し、ヨーデル金谷については、今後の動向を注視していくこととしたいと考えている。

**【高橋誠委員】**

心配していたことの大部分が解消したため、私の提案した自主的審議事項については、今ほど村田会長の発言にもあったように、これをもって、終了ということで賛成したい。

**【村田会長】**

・それでよいかを確認し、了承を得る。

以上で、次第4 議題（1）「自主的審議事項について」を終了する。

— 次第4 議題（2）地域活性化の方向性について —

**【村田会長】**

次に、次第4 議題（2）「地域活性化の方向性について」に入る。

前回の会議では、金谷区の「地域活性化の方向性」について、2班に分かれてグループワークを行ったが、時間の都合により中断した。

本日は、その続きを行う。事務局より説明を求める。

**【難波主任】**

・説明

**【村田会長】**

・事務局の説明に質疑を求めるがなし。

班に分かれてグループワークを開始する。

— グループワーク（約30分） —

会議を再開する。

各班より概要を発表していただく。

1班の発表を願う。

【山井委員】

1班の発表を行う。前回の進行は、神崎委員が行ったが、本日は欠席であるため益田委員が進行してくれた。

前回の会議では、いろいろなキーワードを出した。どんなものがあるのかということで、「ヨーデル金谷」「アジサイロード」「山菜」等、いろいろなものが出た。

やはり、ヨーデル金谷を中心として、中央に案内所等、情報の拠点を作ったほうがよいと思った。

そして、山麓線や上越妙高駅があり、山菜等の産直もある。歴史・自然、これから地区公民館もできるということで、ヨーデル金谷を中心に活性化すればよいと思った。

取組としては、情報発信をする場所が欲しい、といった意見が出た。

【村田会長】

次に、2班の発表を願う。

【小林委員】

2班の発表を行う。

以前、各区で決定した「地域活性化の方向性」の資料が配布されたが、前回の段階で2班としてはタイトル、文言を考えた。「金谷区のシンボル金谷山を中心とした、自然・歴史・文化をいかし、人・アイデア・活動がつながる地域を目指します」ということで、これを金谷区の活性化に向けたタイトルというふうに考えた。

もうすでに、構成要素となるものは各自、頭の中にあるわけであり、それもすべて集約された文言になる。個々の構成要素だが、1班と同じだが、まずは今ある施設をいかしていく。ヨーデル金谷、BMX場、金谷山公園、そして新たに加わる地区公民館をどう有機的に結びつけて、情報発信や活動をさらに活性化させていくのか、というところが一つである。

次のステップとしては、今後、建設されるであろう儀明川ダムとの関係。また、どうするのかは別として、ここに道の駅が加わると、さらに集客、情報発信の拠点にできるのではないかと、というのが一つ。

さらに、自然環境、歴史文化に関わる場所として、自然環境、歴史の史跡等の整備活動のますますの推進、そして、今、人手不足等になっているような組織に対しては、若い人たちがサポートできるような体制の構築。個々に活動している団体をネットワーク化して、さらに活動を広げていく、情報を共有していくということを目指す。

アイデアというところでいくと、先ほどの話ではないが、道の駅を誘致してさらに情報発信化する。

また、今あるものであっても、ヨーデル金谷を中心として産直市場を併設する、フリーマーケットの会場にする、ヨーデル金谷で地場の土産物を扱っていただく等、今ある施設であっても「もっとこうすれば人が集まるのではないか」「皆、喜んでくれるのではないか」というアイデアをどんどん出していく。

そして、こういった個々の人たちのいろいろなアイデアや活動がつながっていく、「金谷区の一体化」というところを、最終的には目指していきたいということで、話をまとめたところである。

あと、もう一つ。アイデアの一つであるが、ふるさと納税というところにも少し考えがあり、金谷区としてのふるさと納税の品、といったものの提案もよいのではないかと。

#### 【村田会長】

- ・今ほどの各班の説明に質疑を求めるがなし。

限られた時間の中で、考えを取りまとめていただいた。

最終的には、各グループでの結果を合体して、金谷区の「地域活性化の方向性」を取りまとめていくものであらうと考えている。各班のよいところを取りまとめて、最終的に金谷区全体のものとして、結んでいくことになると思う。

本日いただいた意見を整理し、「地域活性化の方向性」の作成に向けて次回の会議につなげていきたいと思う。

今年度の協議会は、本日が最後になるため1か月ほど空くが、事務局、そのようなやり方でよいか。

- ・了承を得る。

以上で、次第4 議題（2）「地域活性化の方向性について」を終了する。

#### — 次第5 事務連絡 —

##### 【村田会長】

次に、次第5「事務連絡」について、事務局に説明を求める。

##### 【滝澤センター長】

- ・次回協議会：令和5年4月26日（水）午後6時から 福祉交流プラザ
- ・当日配布資料：浦川原区地域協議会の意見書
- ・南部まちづくりセンターの移転について

##### 【村田会長】

- ・会議の閉会を宣言

#### 10 問合せ先

自治・市民環境部 自治・地域振興課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

#### 11 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。